

特定地域型保育事業の利用定員の設定について

1. 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として「確認」し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う。

(2) 利用定員の設定

- 島田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び規則（以下「運営基準」という）に各施設・事業の利用定員が規定された。

運営基準第4条及び第37条により、各施設・事業は下表のとおり利用定員を設定する必要がある。

施設・事業	定員	区分	認可	確認
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号認定	県	市
幼稚園	規定なし	1号認定	県	市
保育所	20人以上	2号・3号認定	県	市
家庭的保育	1～5人	3号認定	市	市
小規模保育	A型・B型…6～19人 C型(※1)…6～10人	3号認定	市	市
事業所内保育	次頁のとおり (利用定員数に応じて地域枠の定員を設定)	3号認定	市	市
居宅訪問型保育	1人	3号認定	市	市

※1 経過措置により、小規模保育C型については、平成31年度までは6～15人以下とする。

事業所内保育事業は、下表のとおり利用定員数の区分に応じ、右欄に定める地域枠の子どもの数以上の定員を設けなければならない。

利用定員数	地域枠の子どもの数
1～ 5人	1人
6～ 7人	2人
8～10人	3人
11～15人	4人
16～20人	5人
21～25人	6人
26～30人	7人
31～40人	10人
41～50人	12人
51～60人	15人
61人以上	20人

(3) 利用定員の設定の考え方

- 認可制度と確認制度の間で整合が図られるようになっており、認可制度上の認可定員と確認制度上の利用定員は、一致するのが基本である。
- しかし、「認可定員 \geq 利用定員」の範囲で、異なる定員数になる場合も想定され得る。例えば、実際の利用児童数が認可定員を下回ったり（定員割れ）、逆に認可定員を上回ったり（定員超過）している場合。
- （定員割れの場合）市町村が設定する確認制度上の利用定員数は、認可定員数の変更をせずとも、実際の施設の利用状況を反映したものとする。
- （定員超過の場合）認可定員の範囲内で設定することを基本とする。

(4) 利用定員の設定に関する意見聴取

- 子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定により、利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。